

トピックス

## 新型コロナウイルス感染症の影響による 2020年6月定時株主総会開催の 延期および継続会への対応

弁護士 柴田堅太郎

### I. はじめに

2020年5月4日、政府は新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言を5月末日まで延長することを決定、公表した。その後の同月14日、特定警戒都道府県のうち茨城・岐阜・愛知・石川・福岡の5つの県と、それ以外の34県の緊急事態宣言が解除されたものの、多くの企業にとって新型コロナウイルス感染症による影響は依然として収束の見込みが立たない状況にある。報道<sup>(注1)</sup>によれば、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、多くの企業で会計担当者が在宅勤務になったことや海外の子会社が厳しい外出制限で休業したことにより決算の集計作業に遅れが出ており、3月期決算の上場企業のうち、4月末までに決算発表を延期した企業や発表時期は未定とした企業は392社で、全体のおよそ16%にのぼっており<sup>(注2)</sup>、その後も増加している<sup>(注3)</sup>。また、経済産業大臣は、このような状況を受け、2020年4月24日付定例記者会見において、「……新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が今後も続くと思われ、決算

発表を延期する企業も出てくるなど、3月期決算企業の決算・監査に関する業務に大きな遅延が生じる可能性が高まっています。企業におかれては、6月末に開催されることが予定されている株主総会について、その延期や継続会の開催も含めて、例年とは異なるスケジュールや方法とすることを御検討いただきますよう、お願いをいたします。

(下線は筆者による)と企業に対して要請している<sup>(注4)</sup>。これらに伴い、これらの決算発表が予定どおりできない結果、6月に開催を予定していた定時株主総会を予定どおり開催することが困難となった3月期決算の上場企業は、開催の延期等について対応を迫られている。

政府および東京証券取引所その他の関連団体は、新型コロナウイルス感染拡大の進展に応じて、企業の決算発表の遅れとこれに伴う定時株主総会の延期や継続会の可能性等に関して、いくつかの見解、ガイドライン等を公表してきた。しかし、これらは短期間のうちにきわめて大量に公表されているのみならず、会社法等関連法令の基本的な枠組みと従来からの実務慣行や解釈と合わせて理解する必要があるため、その情報の整理とこれらの情報に基づく本年の定時株主総会対応は決して容易なことでない。また、このたびの新型コロナウイルス感染症の影響により求められる対応は、従前からの定時株主総会実務とはまったく異なるものであるから、総会担当者を中心とする関係者の困惑も大きいものと思われる。

#### 〔目次〕

I. はじめに	16
II. 定時株主総会の延期・継続会に関する企業動向	17
III. なぜ3月期決算の企業は定時株主総会を6月に開催してきたか(前提①)	19
IV. 有価証券報告書提出期限の延長(前提②)	20
V. 定時株主総会開催日の延期	21
VI. 継続会	26
VII. (補論)株主総会を2回開催する方式	36
VIII. メリット・デメリットの整理	38
IX. 最後に	38

そこで本稿では、主として3月期決算のため本年6月に定時株主総会を開催する予定である（または予定であった）上場企業を対象として、定時株主総会の開催日の7月以降の延期および継続会等の方法について、これまでに公表された各種情報を整理した上で検討する。なお、本稿は、2020年5月1日までに公表された情報を前提としてZaitaku SHOJIHOMUに同月8日付で公開した「未確定稿」を、同月15日までに公表された情報を前提として加筆修正し、同月17日に脱稿したものである。

- (注1) 2020年5月4日付NHK NEW WEB「東証上場の約400社 決算発表を延期 新型コロナウイルス感染拡大影響で」。なお、その後の報道として、M&A Online2020年5月14日付「日立も株主総会延期、すでに20社を突破—『延長』方式も広がる」([https://maonline.jp/articles/hitachi\\_kabunushisoukai\\_enki202005](https://maonline.jp/articles/hitachi_kabunushisoukai_enki202005))などがある。
- (注2) 個別の決算発表を延期した企業名は、Zaitaku SHOJIHOMU (<https://sites.google.com/shojihomu.jp/zaitaku-shojihomu/>)の「企業の個別開示リンク集・決算発表の延期」の箇所にて集約されている。
- (注3) 決算および監査の現場実態について、日本公認会計士協会2020年4月2日付「連絡協議会声明発出後の状況と今後の見通し」参照 (<https://jicpa.or.jp/news/information/0-99-0-0-20200424s.pdf>)
- (注4) 「梶山経済産業大臣の定例記者会見の概要」(<https://www.meti.go.jp/speeches/kaiken/2020/20200424001.html>)

## Ⅱ. 定時株主総会の延期・継続会に関する企業動向

東京証券取引所による2020年5月1日付「2020年3月期の定時株主総会の動向について」(以下「東証『動向』という」)<sup>(注5)</sup>によれば、以下のとおり、4月30日時点で定時株主総会を7月以降の日に延期するための基準日の変更や、7月以降における継続会の開催を検討する会社が一定数存在する<sup>(注6)</sup>。また、その後も定時株主総会の延期と継続会開催を公表する会社は増加している。

(注5) <https://www.jpex.co.jp/news/1021/20200501-05.html>

(注6) なお、東証「動向」によれば、本年6月総会の集中日は、6月26日(金)と見込まれ、特定日への集

中割合は33.2%(前年より2.3ポイント増加)、最集中日の属する週の集中割合は82.4%(前年より12.4ポイント増加)となっている。この要因として、定時株主総会の7月以降の延期等を予定していない会社であっても、「各社において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、決算作業及び監査手続き並びに招集手続きの事務日程をできる限り確保するため、全体的に日程を後倒しにする傾向があると推察される」としている。

### 1. 基準日の変更(定時株主総会開催の延期)

#### (1) 東証「動向」までの状況(4月30日時点)

東証「動向」によれば、定時株主総会の延期に伴う基準日の変更を「検討」している会社は39社(7.0%)であり、実際に変更を「決議」した会社は9社であった(2020年4月30日時点)。基準日の変更理由としては、「海外子会社の決算情報の集約遅滞」や「決算・監査業務従事者の安全確保」などが挙げられている。

また、基準日の変更を「検討」している会社のうち、併せて配当基準日の変更を検討している会社が26社(66.7%)ある。実際に基準日の変更を「決議」した9社のうち、同時に配当基準日を変更した会社が3社あり、変更していない6社は、定款により剰余金の配当の決議機関を取締役会と定めている会社もしくは取締役会にて決議できるとしている会社、または今期は剰余金の配当を行わない予定としている会社である。

#### (2) 5月15日までの動向

2020年5月1日以降も基準日を変更し、定時株主総会を7月以降に延期した3月期決算の会社は増加していき、5月15日時点で29社となっている<sup>(注7)</sup>。そのうち、配当基準日を変更した会社は3社と4月30日時点から増加していない<sup>(注8)</sup>。なお、基準日を3月31日から変更せず、開催日を6月中の日に延期した3月期決算の会社が2社あった<sup>(注9)</sup>。

(注7) 東芝、スカパーJSATホールディングス、ブロードメディア、ナンシン、サンデンホールディング

ス、サンリツ、ジャパンディスプレイ、日本板硝子、オリンパス、レオパレス21、音通、三城ホールディングス、昭和ホールディングス、リプロセル、プレステージ・インターナショナル、フォーバルレコム、フォーバル、凸版印刷、日本電波工業、日立製作所、日立建機、東洋エンジニアリング、アーレスティ、相模ゴム工業、玉井商船、ケーヒン、岩崎通信機、クオール、チムニー。なお、総会日程を変更した企業は、Zaitaku SHOJIHOMUの「企業の個別開示リンク集・株主総会・【総会日程の変更】」の箇所に集約されている。

(注8) ナンシン、サンリツ、オリンパス

(注9) ぱど、高砂熱学工業

## 2. 継続会の開催

### (1) 東証「動向」までの状況（4月30日時点）

東証「動向」によれば、継続会の開催を「検討」している会社は85社（15.3%）（基準日の変更と継続会の双方を検討対象している会社34社を含む。）であった（4月30日時点）。

継続会の開催を検討している理由としては、上記の基準日の変更の場合と同様に、「海外子会社の決算情報の集約遅滞」や「決算・監査業務従事者の安全確保」などが挙げられている。

また、継続会の開催を検討している会社の大半（65社〔76.5%〕）は、株主総会を剰余金の配当の決議機関とし、かつ、今期に配当を予定している会社である。なお、継続会の開催予定時期については、現時点では「無回答」としている場合が最も多く、具体的な時期を回答した会社でも、当初の定時株主総会の開催時期の翌月の7月を想定している場合が多くなっている。

#### <継続会の開催予定時期（計85社）>（4月30日時点）

	6月	7月	8月	9月	無回答
継続会の開催予定時期	1.2% (1社)	21.2% (18社)	3.5% (3社)	2.4% (2社)	71.8% (61社)

### (2) 5月15日までの動向

ゴールデンウィーク明けから継続会の開催について決定、公表する会社が現れ始め、3月期決算の会社では5月15日までに9社となっている<sup>(注10)</sup>。

(注10) NKKスイッチズ、アネスト岩田、パイオラックス、日本農薬、芦森工業、ナカノフドー建設、ADEKA、国際計測器、三栄コーポレーション

## 3. 今後も増加が予想される

東証「動向」によれば、定時株主総会の延期に伴う基準日の変更を「検討」している会社は39社、継続会の開催を「検討」している会社は85社と、5月15日までに延期または継続会を決議、公表した会社よりも多いことから、定時株主総会の延期または継続会を決議する企業はこれからも増えていくことが予想される。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令（令和2年法務省令第37号）」（以下「ウェブ開示対象改正省令」という）が2020年5月15日に公布、施行された。これによって、同日から6カ月以内に招集の手続が開始される定時株主総会に係る事業報告及び計算書類の提供に限って、いわゆるウェブ開示によるみなし提供制度の対象となる事項の範囲について以下のとおり拡大された<sup>(注11)</sup>。

- (1) 事業報告に表示すべき事項のうち「当該事業年度における事業の経過及びその成果」（会社法施行規則120条1項4号）および「対処すべき課題」（同項8号）
- (2) 貸借対照表および損益計算書（監査報告及び会計監査人による会計監査報告も含まれる。）

そのため、ウェブ開示対象改正省令を利用して、決算の遅れにより通常の招集通知印刷スケジュールでは間に合わなかった上記事項についてはウェブ開示の対象とすることによって、基準日の変更または継続会の方法をとることなく、（当初総会日より延期す

るとしても)6月中の定時株主総会開催に間に合わせる企業も出てくるものと思われる。

(注11) 法務省「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令(令和2年法務省令第37号)について」(<http://www.moj.go.jp/content/001319873.pdf>)

### Ⅲ. なぜ3月期決算の企業は定時株主総会を6月に開催してきたか(前提①)

#### 1. これまでの実務

定時株主総会の延期と継続会について触れる前提として、3月期決算の企業は6月に定時株主総会を開催することが、ほぼ例外のない当然の実務とされてきたところ、そもそもなぜ3月期決算の企業はこれまで6月に定時株主総会を開催してきたのか(決算期の3カ月以内に定時株主総会を開催してきたのか)。この点に関する根拠および背景は以下のとおりである。

- (1) 株主総会において権利行使できる株主を画する基準日の効力は3カ月を超えることができないとされていること(会社法124条2項)。
- (2) これを受けて、多くの会社の定款では、毎事業年度末日である3月31日を基準日として、当該事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使し、かつ配当を受け取る権利を行使することができる株主を画し、かつ、定時株主総会の開催を6月と定めていること<sup>(注12)</sup>。
- (3) ある事業年度に係る監査を受けた計算書類および事業報告を含む有価証券報告書を、当該事業年度経過後3カ月以内に提出しなければならないとされていること(金融商品取引法24条1項)。有価証券報告書を提出する前提として、計算書類および事業報告について、監査を受け(会社法436条2項、連結計算書類につき444条4

項)、取締役会にてこれを承認した上で(同法436条3項、連結計算書類につき444条5項)、事業年度が経過する前の6月までに定時株主総会に提出、報告(同法438条1項3号、439条、連結計算書類につき444条6項および7項)しなければならないと考えられていること(なお、「考えられている」と表現したことについて後述2.(3)参照)。

- (4) 定時株主総会が当該事業年度の営業成績について報告を行う場である以上、株主総会時点の株主ではなく、当該事業年度末日時点の株主が議決権を行使し、かつ、配当を受領すべきという「通念」が実務上根強いこと<sup>(注13)</sup>。

(注12) たとえば、全国株懇連合会の定款モデルも同内容となっている(全国株懇連合会編『全株懇モデルI』(商事法務,2016)9頁以下)

(注13) 田中・後掲(注14)「定時株主総会はなぜ六月開催なのか」

#### 2. 現行法に基づく7月以降に定時株主総会を開催する考え方

しかし、6月に定時株主総会を開催することは法的に必須ではなく、7月以降の開催も可能であることは、新型コロナウイルス拡大に伴い、V.およびVI.以降で述べるような政府による見解が公表される前であっても、以下の理由から不可能ではないと解されてきた。これは、田中亘教授により、現在の実務では、①開催日が6月下旬に集中すること、②決算および監査ならびに投資家による議案の精査に十分に時間がとれないこと、③その一方で基準日から定時株主総会の日まで3カ月近くも離れている結果、定時株主総会時点の株主意思が反映されず、株主総会の意思決定に歪みが生じるおそれがあることといった問題への解決を意図して、解明が試みられたものである<sup>(注14)</sup>。

- (1) 会社法上、定時株主総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならないと定めているにとどまり(同法296条1項)、決算期から3カ月以内に定時株主総会を開催しなければならないという規制はない。
- (2) 現在の実務において、決算期から3カ月以内(決算期が3月末日の場合、6月中)に定時株主総会を開催しているのは、定時株主総会の議決権の基準日を決算期としているためであるが、定時株主総会の議決権の基準日を決算期としなければならない

という規制もない。したがって、決算期以後の日を定時株主総会の議決権の基準日として、決算期から3カ月経過後に定時株主総会を開催することも可能である。

(3) かつては、証券取引法（現・金融商品取引法）上の規制として、有価証券報告書（決算期から3カ月以内の提出が必要）提出会社は、「定時株主総会に報告」または「その承認を受けた」計算書類および事業報告の添付が要求されていたため、これとの関係で、定時株主総会を決算期から3カ月以内に開催する必要があった。しかし、現在では、内閣府令が改められ、報告または承認済みのものだけでなく、「有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合には、定時株主総会に報告しようとする」「又はその承認を受けようとする」計算書類および事業報告を添付すれば足りることになった（企業内容等の開示に関する内閣府令〔以下「開示府令」という〕17条1号ロ）。したがって、現在では、金融商品取引法上も、定時株主総会の開催日程の制約ではなくなっている。

もっとも、7月以降に定時株主総会を開催することは、前述1.(2)のとおり定款の規定に反するため、V.で後述する法務省「定時株主総会について」が公表されるまでは定款変更なくしては困難であった。また、IV.で後述する有価証券報告書提出期限の延長に関する改正がなされるまでは有価証券報告書は6月中（決算期後3カ月以内）に提出しなければならなかった以上、定時株主総会の開催を6月よりも遅らせるとしても、せいぜい7月中の開催が限界であったように思われる。

(注14) 田中亘「定時株主総会はなぜ六月開催なのか」黒沼悦郎＝藤田友敬編『江頭憲治郎先生還暦記念・企業法の理論（上）』（商事法務，2007）415頁、「株主総会の改革—総会開催日程と基準日の問題を中心に」ビジネス法務2015年3月号18頁，2015年1月23日「基準日と定時株主総会・配当支払日程に関する論点の整理」（経済産業省「株主総会のあり方検討分科会」第5回配布資料）（[https://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/sansei/kabunushi\\_soukai/pdf/005\\_06\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/sansei/kabunushi_soukai/pdf/005_06_00.pdf)）

## IV. 有価証券報告書提出期限の延長（前提②）

### 1. 有価証券報告書提出期限の延長に関する開示府令改正

新型コロナウイルス感染症による決算遅延への対応として、本稿のテーマである定時株主総会について延期または継続会開催と並んで有価証券報告書の提出の規律変更についてもあわせて把握しておく必要がある。

すなわち、従来、やむを得ない理由により事業年度経過後3カ月の期間内に有価証券報告書を提出できない場合には、有価証券報告書提出の延期についてあらかじめ財務局長等の承認を受ける必要があった（金融商品取引法24条1項，開示府令15条の2）。緊急事態宣言発令に伴い、今後、3月期決算の企業をはじめとする多くの企業において、決算業務や監査業務を例年どおりに進めることが困難になることが想定されることから、企業や監査法人が、決算業務や監査業務のために十分な時間を確保できるよう、2020年4月20日から9月29日までの期間に提出期限が到来する有価証券報告書等<sup>(注15)</sup>の提出期限について、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」の制定により、企業側が個別の承認申請を行わなくとも、一律に本年9月末まで延長されることとなった<sup>(注16)</sup>。同内閣府令は2020年4月17日に公布，同日施行された<sup>(注17)</sup>。

改正開示府令の建付けとしては、新型コロナウイルス感染症の影響により、金融商品取引法24条1項に規定するやむを得ない理由により期間内に提出できないと認められる場合には、財務局長等の承認があったものとみなされている（改正開示府令附則4項）。そのため、少なくとも法形式上は一律に提出期限延長となっているわけではなく、新型コロナウイルス感染症の影響をもって、当該有価証券報告書提出会社にとって2020年6月中に提出できないやむを得ない理由と判断されることが要件とされている

ため、留意を要する<sup>(注18)</sup>。

(注15) 有価証券報告書のほか、四半期報告書、半期報告書、親会社等状況報告書、外国会社報告書、外国会社四半期報告書および外国会社半期報告書等も対象とされている。

(注16) 金融庁2020年4月14日付「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた有価証券報告書等の提出期限の延長について」<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200414.html>

(注17) 金融庁2020年4月17日付「『企業内容等の開示に関する内閣府令』等の一部改正について」[https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200417\\_kaiji/20200417\\_kaiji.html](https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200417_kaiji/20200417_kaiji.html)

(注18) もっとも、財務局長等の延長承認に関する審査が行われない以上、実際には一律の期限延長となる。

## 2. 東京証券取引所による要請

以上のような有価証券報告書提出期限の延長を受けて、東京証券取引所は、上場企業宛に、「本年4月7日付の『緊急事態宣言に伴う当取引所売買の取扱いについて』（東証上場第17号）のとおり……上場会社の皆様において決算作業等の円滑な実施が困難となった場合に、当初のスケジュールにかかわらず、役職員や取引先そのほかの関係者の皆様の健康および安全の確保を最優先にいただいたうえで、決算発表日程を再検討する」こと、「情報取扱責任者の皆様におかれましては、今般の金融庁の方針が『3月期決算企業をはじめとする多くの企業において、決算業務や監査業務を例年どおりに進めることが困難になる』との想定に基づくものであることを踏まえ、改めて自社の決算作業等の進捗状況を的確に把握いただき、必要な対応をご検討」することを要請している<sup>(注19)</sup>。

また、「……当取引所の有価証券上場規程第601条第1項第10号に規定する『有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延』につきましては、上場会社が新たに定められる期日（本年9月末）までに有価証券報告書等を内閣総理大臣等に提出しなかった場合に限り適用することとなりますので、念のため申し添えます。」とし、改正開示府令に基づき9月末までに有価証券報告書を提出する限り、有価証券報告書提出遅延による上場廃止基準には該当しないことを明らかにしている。

(注19) 東京証券取引所2020年4月14日付「『有価証券報告書等の提出期限の延長』に伴う決算発表日程の再検討のお願い」（<https://www.jpx.co.jp/news/1020/20200414-01.html>）。なお、東京証券取引所は、前提として、決算短信作成要領上求めていた「事業年度末日から45日以内」の時期にとらわれず確定次第開示して差し支えないものとしていた（2020年2月10日付「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた適時開示実務上の取扱い」）。

## V. 定時株主総会開催日の延期

### 1. 法務省「定時株主総会の開催について」

以下では、新型コロナウイルス感染症の影響により定時株主総会の開催を7月以降の日に延期<sup>(注20)</sup>する方法について解説する。

法務省は、2020年2月28日付（5月15日最終更新）で、「定時株主総会の開催について」と題して、今般の新型コロナウイルス感染症に関連し、当初予定した時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合における定時株主総会の開催について、以下のとおり考え方を示した<sup>(注21)</sup>。

#### 1 定時株主総会の開催時期に関する定款の定めについて

定時株主総会の開催時期に関する定款の定めがある場合でも、通常、天災その他の事由によりその時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じたときまで、その時期に定時株主総会を開催することを要求する趣旨ではないと考えられます。

したがって、今般の新型コロナウイルス感染症に関連し、定款で定めた時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合には、その状況が解消された後合理的な期間内に定時株主総会を開催すれば足りるものと考えられます。なお、会社法は、株式会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならないと規定していますが（会社法第296条第1項）、事業年度の終了後3か月以内に定時株主総会を開催することを求めているわけではありません。

#### 2 定時株主総会の議決権行使のための基準日に関する定款の定めについて

会社法上、基準日株主が行使することができる権利は、当該基準日から3か月以内に行使するものに限られます（会社法第124条第2項）。

したがって、定款で定時株主総会の議決権行使のための基準日が定められている場合において、新型コロナウイルス感染症に関連し、当該基準日から3か月以内に定時株主総会を開催できない状況が生じたときは、会社は、新たに議決権行使のための基準日を定め、当該基準日の2週間前までに当該基準日及び基準日株主が行使することができる権利の内容を公告する必要があります（会社法第124条第3項本文）。

### 3 剰余金の配当の基準日に関する定款の定めについて

特定の日を剰余金の配当の基準日とする定款の定めがある場合でも、今般の新型コロナウイルス感染症に関連し、その特定の日を基準日として剰余金の配当をすることができない状況が生じたときは、定款で定めた剰余金の配当の基準日株主に対する配当はせず、その特定の日と異なる日を剰余金の配当の基準日と定め、当該基準日株主に剰余金の配当をすることもできます。なお、このように、剰余金の配当の基準日を改めて定める場合には、2の場合と同様に、当該基準日の2週間前までに公告する必要があります（会社法第124条第3項本文）。

以上のように、法務省「定時株主総会の開催について」は、会社法上事業年度の終了後3か月以内に定時株主総会を開催することを求めているわけではないことを前提として、今般の新型コロナウイルス感染症感染拡大のような非常事態には定時株主総会は6月に開催する旨の定款の規定が適用されるわけではないという、定款の制定趣旨にさかのぼったきわめて弾力的・柔軟な解釈を提示している。また、基準日の効力は3か月以内であることから（会社法124条2項）、延期後の定時株主総会に係る議決権行使と剰余金の配当の基準日は、2週間前までの公告によりあらためて設定すること（同条3項本文）を確認している。定時株主総会の延期を検討している会社としては、法務省のかかる見解に依拠することになる。

(注20) なお、ここでいう延期とは、継続会における株主総会の「延期」の概念とは異なる（VI.1.参照）。

(注21) [http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00021.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html)

## 2. 連絡協議会見解

なお、VI.4で後述する新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について」においても、通常6月末に開催される株主総会の運営に関して踏まえるべき事項の一つとして、「法令上、6月末に定時株主総会を開催することが求められているわけではなく、日程を後ろ倒しにすることは可能であること」を掲げている。

## 3. 東日本大震災時の先行事例

過去に定時株主総会の開催時期を延期した事例としては、2011年3月に発生した東日本大震災の影響により、12月決算の会社2社（倉元製作所、サンシティ）と3月期決算の会社4社（やまや、東洋双物、ジー・テイスト、山大）の計6社が基準日から3か月以内に定時株主総会を開催することができず、あらためて基準日を定めたくえて定時株主総会を招集している事例が参考になる<sup>(注22)</sup>。

なお、東日本大震災時においても、1.で前述した今般の法務省「定時株主総会の開催について」とほぼ同様に、法務省より、震災の影響による定時株主総会の延期は、状況が改善され、開催可能となった時点で定時株主総会を開催するかぎり、会社法に違反することはなく、また定時株主総会の開催時期に関する定款の定めは、通常、天災等のようなきわめて特殊な事情によりその時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合にまで形式的・画一的に適用する趣旨ではない旨の見解が公表されている<sup>(注23)</sup>。

これらの会社は、おおむね、当初予定した時期に定時株主総会が開催できない旨（その時点で基準日と開催日が決定していない場合には追って開示する旨もあわせて開示）と新たな基準日や開催日時等について決定次第適時開示している。

これらの会社において、定款所定の当初基準日後、新たな基準日がいつ頃に設定されているかについては3カ月半後、5カ月後、1カ月半後、2カ月後、3カ月後となっている。また、実際に開催された定時株主総会の開催日がいつ頃に設定されているかについては、当初開催予定日から2カ月後、4カ月後、1カ月後となっている<sup>(注24)</sup>。

(注22) 「震災により開催時期を延期して定時株主総会を招集した事例」本誌329号(2011)12頁

(注23) 河合芳光「定時株主総会の開催時期に関する法務省のお知らせについて」旬刊商事法務1928号(2011)4頁

(注24) なお、東日本大震災時においても、特定非常災害特別措置法の特例により、有価証券報告書について、東日本大震災により本来の提出期限までに提出できなかった場合であっても、2011年9月末までに提出すればよいこととされていた。

#### 4. 定時株主総会の延期を公表している会社

Ⅱ.1で前述のとおり、3月期決算の会社のうち、定時株主総会の7月以降の延期を決定した会社は29社(2020年5月15日時点)であるところ、基準日(議決権および配当)ならびに延期後の開催予定日等の状況は以下の表(編集部作成の表をもとに作成)のとおりである。

公表日	社名	議決権基準日	開催予定日	配当基準日 ※1	特別規定 ※2
4/18	東芝	3月31日 → 5月15日	7月以降	3月31日 → 変更なし	○ 総会排除
4/22	スカパーJSATホールディングス	3月31日 → 5月31日	7月30日	3月31日 → 変更なし	○ 総会排除
4/23・28	ナンシン	3月31日 → 5月31日	7月以降	3月31日 → 5月31日	○ 排除なし
4/24	サンデンホールディングス	3月31日 → 別途設定	7月以降	3月31日 → 無配	—
4/28	ジャパンディスプレイ	3月31日 → 6月30日	8月末まで	3月31日 → 無配	—
4/28	サンリツ	3月31日 → 5月31日	7月以降	3月31日 → 5月31日	—
4/28	ブロードメディア	3月31日 → 5月31日	7月下旬	3月31日 → 無配	—
4/30	オリンパス	3月31日 → 5月31日	7月下旬	3月31日 → 5月31日	—
4/30	日本板硝子	3月31日 → 6月4日	7月以降	3月31日 → 無配	○ 排除なし

公表日	社名	議決権基準日	開催予定日	配当基準日 ※1	特別規定 ※2
5/7	普通	3月31日 → 5月25日	7月下旬	3月31日 → 無配	—
5/7	レオパレス21	3月31日 → 5月28日	7月以降	3月31日 → 無配	—
5/8	昭和ホールディングス	3月31日 → 5月31日	7月下旬	3月31日 → 無配	○ 排除なし
5/8	三城ホールディングス	3月31日 → 5月31日	7月下旬	3月31日 → 変更なし	○ 総会排除
5/11	プレスステージ・インターナショナル	3月31日 → 6月10日	7月下旬	3月31日 → 変更なし	○ 総会排除
5/11	リプロセル	3月31日 → 未定	7月1日以降	3月31日 → 無配	—
5/12	凸版印刷	3月31日 → 5月31日	7月21日	3月31日 → 変更なし	○ 総会排除
5/12	フォーバル	3月31日 → 5月31日	未定	3月31日 → 変更なし	○ 排除なし
5/12	フォーバルテレコム	3月31日 → 5月31日	未定	3月31日 → 変更なし	○ 排除なし
5/13	日立建機	3月31日 → 5月31日	7月以降	3月31日 → 変更なし	○ 排除なし
5/13	日立製作所	3月31日 → 5月28日	7月下旬以降	3月31日 → 変更なし	○ 排除なし
5/13	日本電波工業	3月31日 → 5月31日	8月31日まで	3月31日 → 無配	—
5/14	玉井商船	3月31日 → 5月31日	7月29日	3月31日 → 無配	○ 総会排除
5/14	相模ゴム工業	3月31日 → 5月31日	7月以降	3月31日 → 変更なし	○ 排除なし
5/14	アールスティ	3月31日 → 5月31日	7月以降	3月31日 → 無配	○ 総会排除
5/14	東洋エンジニアリング	3月31日 → 5月31日	7月以降	3月31日 → 無配	—
5/15	チムニー	3月31日 → 6月8日	7月28日	3月31日 → 無配	○ 排除なし
5/15	クオールホールディングス	3月31日 → 5月31日	7月21日	3月31日 → 変更なし	○ 排除なし
5/15	岩崎通信機	3月31日 → 5月31日	7月下旬	3月31日 → 無配	—
5/15	ケーヒン	3月31日 → 6月12日	7月以降	3月31日 → 無配	○ 排除なし

※1 配当基準日変更についてプレスリリース上明記されていないが、第3四半期短信で無配予想または延期プレスリリースで無配としている会社は「無配」としている。

※2 「○排除なし」：会社法459条1項に基づき取締役会決議で剰余金処分できる会社。「○総会排除」：会社法460条1項に基づき剰余金処分を株主総会決議では定めず取締役会決議で定めるとしている会社。なお、特別規定の有無は東証上場会社情報サービスから取得した定款で確認している。



## 5. 定時株主総会開催延期の必要性

決算の遅延のため、6月に開催予定であった定時株主総会を計算書類等の報告も含めて予定どおり開催できないという理由に加えて、VI.で後述する継続会を開催するのではなく、7月以降に開催日を延期しなければならない必要性としては、継続会との比較において、以下の場合にあると考えられる。

### (1) 6月開催では関係者の健康・安全に不安が残る場合

緊急事態宣言は5月末日まで延長されているものの（解除された39県を除く）、6月に新型コロナウイルス感染症拡大が収束している保証はない。たしかに、経済産業省および法務省による2020年4月2日付（4月28日最終更新）「株主総会運営に係るQ&A」<sup>(注25)</sup>に基づき、来場を控える呼びかけ、入場制限、出席事前登録制、議事時間短縮化等の措置をとることにより、従業員、来場者等関係者の健康安全を図ることはある程度可能である。

他方で、例年定時株主総会にはきわめて多数の株主が来場するような大企業の場合には、それでもなお一定の来場者が想定され、上記Q&Aに基づいた措置の実効性が期待できず、健康安全の確保に不安が残る場合もありうる。このような場合には、7月以降の新型コロナウイルス感染症の収束見込みが生じた段階であらためて定時株主総会を開催する必要性が高いと考えられる。

### (2) 決算内容を踏まえて議案を検討してもらう必要がある場合

後述VI.11.のとおり、機関投資家が決算内容を踏まえなければ取締役選任議案等の議案を検討できないことを理由に継続会による方法に反発する可能性がある。このような場合には、決算が可能となった時期に合わせて定時株主総会を延期する必要性が高いと考えられる。

### (3) 会場が予定どおり使用できない場合

新型コロナウイルス感染症の影響で会場を変更した会社も複数存在する<sup>(注26)</sup>。当初予定していた会場が使用できなくなり、かつ、代替の会場が確保できない会社は、定時株主総会の延期を行わざるを得ないことになる。

(注25) [https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi\\_sokai\\_qa.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi_sokai_qa.html)

(注26) Zaitaku SHOJIHOMUの「企業の個別開示リンク集・株主総会・【会場・開始時刻の変更】の箇所に会場を変更した会社によるプレスリリースのリンクが集約されている。

## 6. 定時株主総会延期の問題点

定時株主総会を7月以降に延期することの問題点（リスク）は、主として継続会との比較において、以下の点にあると考えられる。

### (1) 6月までに決議しておきたい議案の存在

改選期に伴う取締役選任議案、有利発行であることや優先株式の規定を定款に追加する必要があることなどから株主総会決議を必要とする新株発行議案、配当議案（配当議案については(2)で後述）等、6月までに決議する必要がある議案がある場合には、開催日を延期させることは困難である。

### (2) 配当の基準日を決算期より後の日に変更しなければならなくなる

前述III.1.(2)のとおり、多くの会社では定款上、3月31日時点の株主に対して期末配当を行うものとされ、3月末の権利落日と開示されている配当予想を踏まえて株価が形成されている。それにもかかわらず配当の基準日を変更し、3月31日時点とは異なる株主に対して剰余金の配当をすることは、株主の配当への期待に反することになるし、また、前述III.1.(4)のとおり「定時株主総会において配当を受け取るのは、株主総会

時点の株主ではなく、決算期時点の株主である」という通念もなお根強いいため、企業にとってかなりの抵抗感が生じることが予想される。

実際、2020年5月15日までに定時株主総会を7月以降に延期することを決議している会社のうち、配当の基準日まで変更している会社は29社中3社と少ない。それ以外の会社はいずれも取締役会で剰余金の配当決議を行うことができる（会社法459条1項）、もしくは取締役会で行うこととされている会社（同法460条1項）か、または無配とする会社である。このことから、予定どおり2020年3月31日時点の株主に対して配当を行いたい会社は7月以降の延期を避けているように思われる。

また、配当の基準日を変更することは、3月31日時点の株主の配当を受ける権利を侵害するものであるとして、会社または取締役が法的責任が生じる懸念もありうる。もっとも、この点については、剰余金配当決議により確定する前の剰余金配当請求権（抽象的剰余金配当請求権）は、観念的な一種の期待権にすぎないこと<sup>(注27)</sup>、東京証券取引所が「仮に3月期決算の上場会社が今期事業年度終了後3カ月以内に定時株主総会を開催できないこととなり、配当金その他の権利の基準日を事業年度末日から変更することとなった場合、3月30日以降変更後の権利付最終日において当該銘柄を保有していない場合は、配当その他の権利が付与されないこととなります……。投資者の皆様におかれましては、上場会社の定時株主総会の開催日程等によっては、そうした事象が生じる可能性がある旨を御留意いただきますようお願い申し上げます」と注意喚起を行っていること<sup>(注28)</sup>から、法的責任が生じる可能性は低いものと解される<sup>(注29)</sup>。

なお、東京証券取引所は、配当基準日の変更された場合における変更後の基準日に関しても、変更後の配当基準日の前営業日以後の売買について「配当落」として取り扱うなど、通常の配当落と同様の処理を行う旨を明らかにしている<sup>(注30)</sup>。

### (3) 投資家から理解を得られない可能性

機関投資家の中には、新型コロナウイルス感染症問題の先行きが不透明であることもあり、配当基準日の変更されることにより、配当受領見込みの想定外の変更を問題視する意見もあると聞く。このように基準日を変更して定時株主総会の延期をすることは、

投資家の理解を得られない可能性がある。

### (4) 役員任期が満了する可能性

役員任期について、定時株主総会が定款所定の時期に開催されなかったときは、その時期の経過とともに任期が満了すると解されており、登記実務上も同様の立場が採用されている<sup>(注31)</sup>。もっとも、7月以降の定時株主総会で新たに役員が選任されるまでは、なお役員としての権利義務を引き続き有することになる（会社法346条1項）。

この問題に対して、法務省は、2020年4月13日付（5月1日更新）「商業・法人登記事務に関するQ & A」（以下「登記Q&A」という）において、以下のとおり見解を公表している<sup>(注32)</sup>。

【Q1】 今般の新型コロナウイルス感染症に関連し、定款で定めた時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合には、改選期にある役員（任期の末日が定時株主総会の終結の時までとされている取締役、会計参与及び監査役）及び会計監査人の任期はどうなるのでしょうか。

【A】 今般の新型コロナウイルス感染症に関連し、定款で定めた時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合には、その状況が解消された後合理的な期間内に定時株主総会を開催すれば足りるものと考えられます（「定時株主総会の開催について」参照）。そのような場合には、改選期にある役員（任期の末日が定時株主総会の終結の時までとされている取締役、会計参与及び監査役）及び会計監査人の任期については、定時株主総会を開催することができない状況が解消された後合理的な期間内に開催された定時株主総会の終結の時までとなるものと考えられます。

<毎年4月1日から翌年3月末日までを事業年度とし、定時株主総会は毎事業年度末日の翌日から3カ月以内に招集される株式会社の例>

当初予定していた時期（6月末）に定時株主総会を開催することができず、令和2年7月20日に開催した場合、当該定時株主総会において再任した役員についてする役員の変更の登記の登記原因は、「令和2年7月20日重任」となると考えられます。

以上のとおり法務省が見解を明らかにしたことにより、6月末をもって役員任期が満了する問題は解消され、現在の役員任期は7月以降に開催される定時株主総会終結

時までとなる。

### (5) まとめ（継続会との比較において）

以上を踏まえると、定時株主総会の延期を行う会社としては、継続会との比較でいうと、以下のような状況にある会社が適しているように思われる。

- ① 来場者が多く見込まれるため、6月開催では関係者の健康安全確保が困難である。
- ② 決算内容を踏まえた議案を上程する必要がある。
- ③ 6月開催では会場が確保できない。
- ④ 6月までに決議を行う必要性の高い議案を予定していない。
- ⑤ 剰余金の分配を行う予定がない。
- ⑥ 定款の規定に基づき取締役会決議により定款所定の基準日（3月31日）を変更しないで剰余金の分配ができる（会社法459条1項、460条1項）。ただし、内部留保が十分にあるなどから、7月以降の決議を見越したとしても、剰余金分配が会社の財産状態に悪影響を与えないことが前提となる。
- ⑦ 4月以降を基準日とする剰余金の分配を含め、定時株主総会の延期に関する株主の理解を得られる見込みが相当程度認められる。

(注27) 江頭憲治郎『株式会社法〔第7版〕』（有斐閣、2017）691頁

(注28) 東京証券取引所2020年3月24日付「2020年3月期末の配当その他の権利落ちについて」(<https://www.jpx.co.jp/news/1030/20200324-02.html>)

(注29) 飯田秀総＝塚本英巨＝藤田友敬＝三笥裕「＜座談会＞新型コロナウイルス感染症と令和2年度定時株主総会（下）」（商事法務ポータル、2020年5月1日）3(2)飯田・塚本発言

(注30) 東京証券取引所2020年5月13日付「配当基準日が変更された場合における配当落の取扱いについて」(<https://www.jpx.co.jp/news/1030/20200513-02.html>)

(注31) 松井信憲『商業登記ハンドブック〔第3版〕』（商事法務、2015）408頁、450頁

(注32) [http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06\\_00076.html](http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00076.html)

## VI. 継続会

### 1. 継続会の意義

新型コロナウイルス感染症の影響による決算の遅延のために6月総会で決算報告が行えないための対応策として、定時株主総会の延期と並んで、継続会の開催が検討されている。定時株主総会の延期と比較して、基準日を3月31日から変更することなく、6月中に予定どおり役員選任議案、剰余金配当議案その他の議案を決議しておく必要性が高い会社が継続会の開催を検討することとなる（V.6(1)参照）。

継続会とは、株主総会において延期または続行の決議に基づき後日行われる総会をいう。ここでいう延期とは、総会の成立後、議事に入らず会日を後日に変更する場合をいい（その意味で、V.で前述した総会成立前に行う開催日の延期とは異なる。）、続行とは議事に入ったものの何らかの理由で審議が終了せず、審議未了のまま、総会を後日に継続して行う場合をいう<sup>(注33)</sup>。本稿では続行の決議に基づく継続会を想定している。

継続会を行うためにはあらかじめ株主総会の招集決定を行う必要はなく、また、招集通知を発送する必要がない（会社法317条）。あらかじめ招集手続を必要としない継続会というためには、それを決めた先行株主総会との同一性がなければならないと解されている<sup>(注34)</sup>。

なお、決算遅延の場合に継続会の方法をとることについて、「株主の権利行使は基準日から3か月以内とする会社法124条2項の潜脱になるとの指摘もあり得るが、……有事における解釈論としては、真にやむをえない事情があり最大限合理的な対応がされたということであれば『6月総会＋継続会』方式も基準日制度との関係でも許容されると解するのが妥当である」として、認められる場面を制限的に解する学説もある<sup>(注35)</sup>。

- (注33) 岩原紳作編『会社法コンメンタール7—機関(1)』（商事法務，2013）287頁〔前田重幸〕  
 (注34) 岩原・前掲（注33）288頁〔前田〕  
 (注35) 神田秀樹「有事下における定時株主総会の開催」旬刊商事法務2230号（2020）59頁

## 2. 先行事例

継続会は主として、不適切な会計処理による監査未了のために当初予定していた定時株主総会（以下「当初株主総会」という）で計算書類等が提供できない会社が、当初株主総会で決議事項を決議し、継続会で計算書類等に関する報告事項を報告するというかたちで活用されてきた<sup>(注36)</sup>。

これらの先行事例は監査未了により当初株主総会で計算書類等を提供できないことが、当初株主総会開催前から判明していたため、その時点ですでに継続会の開催を予定していたものである。会社法317条（旧商法243条をそのまま引き継いだもの）は、継続会では主として当初株主総会において時間不足による審議未了の事項を審議することが想定されていたと思われるため<sup>(注37)</sup>、本来の想定とは異なるかたちで活用されてきたといえる。

- (注36) 「定時株主総会の延会・継続会を開催した事例—平成28年7月総会～平成29年6月総会」本誌405号（2017）12頁、「定時株主総会の延会・継続会を開催した事例—平成29年7月総会～平成30年6月総会」本誌417号（2018）6頁、「定時株主総会の延会・継続会を開催した事例等—2018年7月総会～2019年6月総会」本誌429号（2019）47頁  
 (注37) 上柳克郎＝鴻常夫＝竹内昭夫編『新版注釈会社法(5)—株式会社の機関(1)』（有斐閣，1986）246頁〔菅原菊志〕参照

## 3. 継続会の開催を公表している会社

Ⅱ.2.で前述のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により継続会の開催を決定した企業は、NKKスイッチズ、アネスト岩田、パイオラックス、日本農薬、芦森工業、ナカノフード建設、ADEKA、国際計測器、三栄コーポレーションの9社である<sup>(注38)</sup>。以下の表（編集部作成の表をもとに作成）のとおり、ほとんどの会社の当初株主総会で上

程される議案には剰余金処分議案および取締役選任議案が含まれている。また、継続会の開催時期については、7月下旬としている国際計測器を除いて、いずれの会社も未定としている。

公表日	社名	当初総会	決議事項	継続会 予定	配当特別 規定の有無
5/8	NKKスイッチズ	6月26日	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役4名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件	未定	—
5/11	アネスト岩田	6月25日	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件	未定	—
5/12	エヌリンクス	5月28日	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 剰余金処分の件 第3号議案 取締役2名選任の件	未定	—
5/12	パイオラックス	6月24日	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	未定	—
5/13	芦森工業	6月19日	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件	未定	—

公表日	社名	当初総会	決議事項	継続会 予定	配当特別 規定の有無
5/13	日本農薬	6月26日	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件	未定	—  （決算期変更初年度のため）2019年9月期を最終事業年度として分配可能限度額を算定する旨を記載
5/14	ADEKA	6月29日	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役11名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件	未定	—
5/14	ナカノフドー建設	6月26日	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役2名選任の件	未定	—
5/15	三栄コーポレーション	6月26日	・監査等委員でない取締役6名選任の件	未定	あり
5/15	国際計測器	6月29日	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 監査役1名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件	7月 下旬	—

(注38) なお、2月期決算の会社ではエヌリンクスが継続会開催を公表している。また、ALBERTは2020年4月21日、新型コロナウイルス感染拡大等を理由に継続会の開催延期を公表しているが、継続会の開催自体は不適切な会計処理に起因して決定されたものである。

#### 4. 連絡協議会による継続会開催の提案

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」は、2020年4月15日付「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について」（以下「連絡協議会見解」という）<sup>(注39)</sup>において、以下のとおり継続会を開催することが考えられることを提案している。

- －資金調達や経営判断を適時に行うために当初予定した時期に定時株主総会を開催する場合には、例えば、以下のような手続をとることも考えられること。
- ① 当初予定した時期に定時株主総会を開催し、続行（会社法317条）の決議を求める。当初の株主総会においては、取締役の選任等を決議するとともに、計算書類、監査報告等については、継続会において提供する旨の説明を行う。
  - ② 企業及び監査法人においては、上記のとおり、安全確保に対する十分な配慮を行ったうえで決算業務、監査業務を遂行し、これらの業務が完了した後直ちに計算書類、監査報告等を株主に提供して株主による検討の機会を確保するとともに、当初の株主総会の後合理的な期間内に継続会を開催する。
  - ③ 継続会において、計算書類、監査報告等について十分な説明を尽くす。継続会の開催に際しても、必要に応じて開催通知を発送するなどして、株主に十分な周知を図る。

連絡協議会見解を受け、金融庁、法務省および経済産業省は、2020年4月28日付で「継続会（会社法317条）について」（以下「継続会について」という）<sup>(注40)</sup>を公表し、継続会開催および運営に係る見解を明らかにした。また、登記Q&AのQ2においても、継続会に関連する役員の任期について見解を示している。以下では、継続会の問題点ごとにこれらの見解について適宜触れることとする。

(注39) [fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200415/01.pdf](https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200415/01.pdf)

(注40) <https://www.fsa.go.jp/ordinary/coronavirus202001/11.pdf>

## 5. 継続会の開催時期（「合理的期間」の範囲）

### (1) 従来の考え方

1. で前述のとおり、継続会は当初株主総会との同一性がなければならぬところ、2つの株主総会が同一性があるといえるためには、両者が時間的にも近接している必要があるところ、具体的には当初株主総会と継続会の間が2週間以内であることを要すると解するのが多数説であった<sup>(注41)</sup>。これは、株主総会を新たに招集するためには少なくとも2週間の通知期間が必要であることが勘案されたものである。

もっとも、2. で前述した先行事例では、当初株主総会から継続会までおおむね1カ月から2カ月程度と比較的緩やかに運用されていた。

### (2) 「継続会について」の見解

連絡協議会見解では、「当初の株主総会の後合理的な期間内に継続会を開催する」（下線は筆者による）と述べるにとどまり、「合理的な期間内」の具体的内容が示されていなかった。そのため、実務家の間では、(1)で述べたような従来の期間の考え方を前提とすると、継続会を活用できるのは、当初株主総会開催後おおむね1カ月から2カ月程度までの間に継続会を開催できる場合に限り、決算および監査がそれよりも遅延するようであれば、Ⅶ.で述べる株主総会を2回開催する方式を取らざるを得ないのではないかということが懸念されていた。

これに対して、「継続会について」では、以下のとおり、「合理的な期間内」とは、「3カ月を超えないことが一定の目安になる」ことが明確にされた。

#### 4 合理的期間

当初の定時株主総会と継続会の間の期間については、関係者の健康と安全に配慮しながら決算・監査の事務及び継続会の開催の準備をするために必要な期間の経過後に継続会を開催

することが許容されると考えられ、許容される期間の範囲について画一的に解する必要は無い。もっとも、その間隔が余りに長期間となることは適切ではなく、現下の状況にかんがみ、3ヶ月を超えないことが一定の目安になるものと考えられる。

「継続会について」の見解は、従来の考え方からすれば当初株主総会から継続会までの時間的近接性について相当程度踏み込んだ解釈となっているようにも見えるが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する可能性があることに加えて、有価証券報告書の提出期限が9月末まで猶予されていることとの平仄にも配慮されたものと推察される。なお、「継続会について」公表後、「継続会の開催時期については、有価証券報告書の提出時期が9月末まで延期されていること……をも勘案すると、決算監査手続の進捗状況等に応じて、9月中までのどこかとするのが考えられる」として、結論として「継続会について」の立場を支持する学説も現れている<sup>(注42)</sup>。

(注41) 岩原・前掲(注33)288頁〔前田〕

(注42) 神田・前掲(注35)

## 6. 当初株主総会における継続会開催の決定

### (1) 従来の考え方

#### ① 開催決定は株主総会決議によること

継続会の開催については、株主総会自体が権限を有し、株主総会の続行決議を行わなければならない、その際、継続会の期日および場所も定めなければならないと解されている<sup>(注43)</sup>。

もっとも、株主総会が続行の決議をしたが、継続会の日時、場所について決定せず、その具体的な決定を議長に一任する決議を行うことは許されると解されており、決定を

委ねられた議長は総会終了後具体的な日時と場所を決定し、これを当初株主総会に出席した株主に通知しなければならない<sup>(注44)</sup>。

## ② 議決権行使書による議決権行使はできないこと

継続会開催の決定は、株主総会の議事運営に関する事項の決定であるから、当初株主総会に出席した株主のみによって決議できる。したがって、株主からの委任状を持つ代理人は継続会開催の可否の決定に参加できるが、議決権行使書による議決権行使は賛否に算入することができない<sup>(注45)</sup>。

## ③ 普通決議で足りること

継続会開催決定は普通決議で足りる<sup>(注46)</sup>。

## (2) 「継続会について」の見解

「継続会について」は、以下のとおり、継続会の日時および場所を議長一任とする決議ができ、日時および場所が決まり次第周知する旨を述べ、上記従来の考え方を踏襲している。

### 1 継続会開催の決定

当初の定時株主総会の時点で継続会の日時及び場所が確定できない場合、これらの事項について議長に一任する決議も許容される。

この場合において、継続会の日時・場所が決まり次第、事前に株主に十分な周知を図る。

## (3) 当初株主総会における決議の流れ

以上を踏まえ、当初株主総会当日開会宣言後、議長としては、計算書類等に係る報告事項の報告ができないことを説明の上、継続会を開催する予定であり、報告事項の報告は継続会で行うこと、継続会の日時および場所については議長に一任いただきたい旨を議場に語り、決議を得ておくことになる。その際、議決権行使書による議決権は算入で

きないため、包括委任状等により議場の議決権の過半数を取得しておく必要がある。継続会は一般的なものではないため、当初株主総会、継続会ともに当日のシナリオ作成は慎重に検討していくことになる。

(注43) 岩原・前掲(注33)289頁〔前田〕

(注44) 岩原・前掲(注33)290頁〔前田〕

(注45) 岩原・前掲(注33)290頁〔前田〕

(注46) 岩原・前掲(注33)291頁〔前田〕

## 7. 当初株主総会の招集通知

### (1) 継続会の議題（報告事項）も記載しておくこと

継続会は、当初株主総会と同一の総会であり、その一部をなすものである以上、継続会における議題は、当初株主総会における議題として定められ、招集通知に記載されている議題の範囲に限られることになり、それ以外の議題を取り上げてはならない<sup>(注47)</sup>。そのため、たとえ計算書類等が当初株主総会に提供できなかったとしても、狭義の招集通知における報告事項の項目には必ず当期計算書類等の報告の件を記載しておく必要がある<sup>(注48)</sup>。

2.で前述した先行事例においても、招集通知に事業報告および計算書類が添付されていない一方で、狭義の招集通知の報告事項には通常どおりの計算書類等の報告の件を記載した上で、大要、「報告事項の取扱いについては、○頁の『第○期定時株主総会継続会の開催について』をご確認ください」と記載することが多い。

### (2) 継続会の案内を記載

6.(1)①で前述した考え方に基づき、当初株主総会の招集通知においても、継続会を開催予定である旨、継続会の日時および場所については議長に一任願うことを当初株主総会で諮る予定である旨、当初株主総会で継続会の開催が承認されたら、継続会の開催

通知を送付の上、継続会を開催する予定である旨を記載することが望まれる。2.で前述した先行事例においても、狭義の招集通知の後に「第〇期定時株主総会継続会の開催について」という項目を設け、その中でその旨記載することが多い。

### (3) 継続会での決議事項は避けるべきこと

継続会自体一般的ではなく、その運営は法的になお明らかでないことが少なくないため、継続会での決議取消しのリスクを避けるため、継続会では報告事項の報告のみを行い、決議事項は当初株主総会で決議しておくことが望ましい。

もっとも、新型コロナウイルス感染症との関係では、決算遅延を原因として、当初株主総会では決議事項の決議を行い、継続会では報告事項の報告のみを行うことが想定されているので、この点については多くの会社では問題とならないものと思われる。実際、現時点で継続会の開催を決定している会社においても継続会で決議事項を予定している会社は存在しない。

(注47) 岩原・前掲(注33)291頁〔前田〕

(注48) なお、当初株主総会以降、何らかの事情で会計監査人から無限定適正意見が出なかったため、継続会で計算書類について決議しなければならない(会社法439条)事態が生じた場合には、当初株主総会と継続会とで議題が異なるために両者の同一性が保てないため、継続会という扱いではない別途の株主総会を開催することになる(Ⅶ.参照)。この場合の当初株主総会と後続する(継続会とは評価できない)株主総会との関係をどのように理解するべきか、当該後続の株主総会をどのように運営するべきか、必ずしも明らかではない。

## 8. 当初株主総会における役員選任決議

### (1) 決算確定しない状態での役員選任決議

「継続会について」では、当初株主総会における役員選任に当たっての説明に関して以下のとおり述べている。

#### 2 取締役及び監査役の選任

そもそも取締役及び監査役の選解任は、株主総会の権限(329条1項、339条1項)であることは言を俟たないところ、当初の定時株主総会における円滑な意思決定を確保するためには、確定した計算書類は提供されていないものの、既に公表した四半期報告等を活用して、この一年間の事業の概況、新任の経営者に求められる役割等について丁寧な説明を行うことが求められると考えられる。

本来、投資家としては当事業年度の決算内容を踏まえて、役員選任議案を検討する。しかし、継続会を開催することとして、当初株主総会では計算書類等を提供できない場合には、株主は決算内容を役員選任議案の検討材料とすることができない(そのため、実際、機関投資家からも後述11.のような指摘がなされている)。そこで、「継続会について」では、会社および経営陣に対して、「既に公表した四半期報告等を活用して、この一年間の事業の概況、新任の経営者に求められる役割等について丁寧な説明」をもって、確定した決算内容に代替する説明を求めている。

しかし、「株主総会運営に係るQ&A」では、関係者の健康安全を図るため、例年に比べて議事の時間を短くすること(Q5.)などの措置が可能である旨の見解を公表している。各社はこれらの見解に依拠して従来のいわゆる「IR型総会」、「開かれた総会」の実務を大幅に改める方向で検討しており、報告事項の読み上げや出席株主の質問に対する十分な説明など、議場での「丁寧な説明」は基本的に想定していないものと思われる。「継続会について」にいう「丁寧な説明」は、「株主総会運営に係るQ&A」との整合性、そして何よりも関係者の健康安全確保の観点から、必ずしも従来のやり方での説明を求めているものではないと解される。継続会を採用する企業としては、当初株主総会の開催に当たって、招集通知を含む開示資料の充実、事前のウェブ動画の配信等を通じた、議場外での丁寧な説明が期待されているといえるであろう。

### (2) 改選の効力発生時期

「継続会について」では、当初株主総会における役員改選の効力発生時期に関して以下のとおり述べている。



## 2 取締役及び監査役の選任

(略)

なお、任期が今期の定時株主総会の終結の時までとされている取締役及び監査役について、当初の定時株主総会の時点において改選する必要があるときは、当該時点をもってその効力を生ずる旨を明らかにすることが考えられる。

また、「登記 Q&A」では、改選期にある役員任期について以下のとおり述べている。

【Q2】 今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、定款で定めた定時株主総会の時期までに事業年度に係る計算書類等の作成が間に合わないため、当初予定した時期に定時株主総会を開催した上、役員選任の決議を行うとともに、会社法第317条による続行の決議を得て、計算書類の報告及び承認については継続会において実施することとした場合、改選期にある役員（任期の末日が定時株主総会の終結の時までとされている取締役、会計参与及び監査役）及び会計監査人の任期はどうなるのでしょうか。

【A】 定時株主総会を当初予定した時期に開催し、役員選任の決議を行い、計算書類等の報告及び承認については継続会（会社法第317条）において実施することとした場合において、関係者の健康と安全を配慮しながら決算・監査の事務及び継続会の開催を準備するために必要な期間の経過後に当該継続会が開催されたとき（「継続会（会社法317条）について」参照）は、当初の株主総会と当該継続会とは同一の株主総会であると認められますので、この場合の改選期にある役員（任期の末日が定時株主総会の終結の時までとされている取締役、会計参与及び監査役）及び会計監査人の任期については、当該継続会の終結時までとなるものと考えられます。これは、継続会が開催されるまでの間に定款で定めた定時株主総会の開催時期が満了する場合であっても、同様と考えられます。

なお、この場合において、当初の株主総会の時点において改選する必要があるときは、改選期にある役員等が辞任した上、その後任を選任することが考えられます。

＜毎年4月1日から翌年3月末日までを事業年度とし、定時株主総会は毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集される株式会社の例＞

当初予定していた時期（令和2年6月30日）に定時株主総会を開催し、本株主総会の終結により任期満了する役員を再任する決議を行い、令和2年7月30日に継続会を開催した場合、現任の役員は継続会の終結をもって任期満了により退任すると考えられますので、当初の定時株主総会において再任された役員についてする役員の変更の登記の登記原因は、「令和2年7月30日重任」となると考えられます。

なお、当初の定時株主総会の日（令和2年6月30日）をもって役員が辞任し、同日にその後任の選任の決議を得た場合の役員の変更の登記の登記原因は、それぞれ「令和2年6月30日辞任」、「令和2年6月30日就任」となると考えられます。

「継続会について」の上記見解は簡潔な表現となっておりこれだけでは趣旨が必ずしも明らかではなかったものの、「登記 Q&A」の上記見解が「継続会について」の趣旨を結果として補足したかたちとなっているため、理解のためには両者をあわせて読む必要がある。

## ① 改選期にある役員について

すなわち、V.6.(4)にて前述のとおり、定時株主総会が定款所定の時期に開催されなかった場合、改選期にある役員は、その時期の経過とともに任期が満了するのが原則である。しかし、継続会が開催される場合には、当初株主総会と継続会は一体であるため、改選期にある役員は継続会終結をもって任期が満了すると解される（上記「登記 Q&A」【A】第1文、2文）。

一方で、6月の改選期をもって経営陣の体制を刷新することを望む企業は多いものと思われ、7月以降に開催される継続会まで改選期にある役員任期が存続するのでは人事上不都合となる。そこで、6月の当初株主総会終結をもって退任させる必要のある役員には、当初株主総会終結時点をもって辞任してもらうことにより、例年の6月開催の定時株主総会における役員改選と実質的に同様の帰結を得られることとなる（上記「登記 Q&A」【A】第3文）。「継続会について」の「(当初株主総会) 時点をもってその効力を生ずる旨を明らかにする」とは、改選期にある役員による当初株主総会開催日付の辞任の方法によって明らかにする趣旨と考えられる。

## ② 新任役員について

これに対して、当初株主総会にて新たに選任される役員の就任時期は、当初株主総会と継続会のいずれとなるか。「登記 Q&A」で掲げられている〈例〉では当初株主総会

の日に就任する取扱いとなっている。もっとも、「継続会について」の記載にかんがみれば、「継続会について」では改選期にある役員についてしか触れていないものの、新任役員についても当初株主総会の日をもって就任する旨をシナリオおよび議事録上明らかにしておいたほうが無難のように思われる。

### ③ 登記申請に添付する株主総会議事録

役員選任登記の添付書類として株主総会議事録が求められている（商業登記法46条2項）。しかし、当初株主総会と一体にある継続会が終結していないにもかかわらず、当初株主総会の議事録のみをもって商業登記法にいう株主総会議事録として法務局に添付書類として受理されるかは必ずしも明らかではない<sup>(注49)</sup>。「登記Q&A」の記載からすれば、当初株主総会議事録をもって受理されることを当然の前提としているようにも解されるが、この点についても念のため明らかにされることが望まれる。

(注49) 飯田ほか・前掲(注29)3(3)藤田発言

### (3) 取締役選任議案の記載例

東京株式懇話会研究部は、上記「継続会について」および「登記Q&A」を受けて、継続会開催を予定する場合に当初株主総会の時点において改選する取締役が含まれる取締役選任議案の記載例について、以下のとおり提案している<sup>(注50)</sup>。

#### 〔前提条件〕

- ・2020年6月30日に定時株主総会を開催する（計算書類の報告及び承認は7月30日に開催される継続会で実施予定）。
- ・取締役A, B, C, D, E, Fは本総会終結時をもって任期満了となり、取締役A, B, C, D, Eは重任、取締役Fは退任し、その後任としてGが取締役に就任する予定。
- ・当初の株主総会の時点において改選するため、取締役Fは辞任し、その後任にGを選任する。

#### 〔記載例〕

#### 第〇号議案 取締役6名選任の件

取締役A, B, C, D, Eは、本総会終結の時をもって任期満了となり、取締役Fは、本総会において継続会の開催が承認可決されることを条件に、本総会の休会の時（6月30日の審議終了時）をもって辞任いたしますので、取締役6名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、取締役候補者Gは取締役Fの後任として選任するものであり、その就任の時期は、本総会の休会の時（6月30日の審議終了時）といたします。

この議案記載例では、当初株主総会終結をもって退任となる取締役の辞任は、当初株主総会において継続会開催が承認可決されることを条件としている点、新任取締役候補者の就任時期を当初株主総会終了時としている点が参考となる。

また、11.で後述のとおり、ISSが社外取締役・社外監査役選任議案では株主総会参考書類で取締役会への出席状況の記載を求めているのであわせて記載を検討する必要がある。

(注50) 東京株式懇話会研究部2020年5月12日付「継続会開催を予定する場合の取締役選任議案の記載例について」([https://www.kabukon.tokyo/activity/data/study/study\\_2020\\_05.pdf](https://www.kabukon.tokyo/activity/data/study/study_2020_05.pdf))

## 9. 当初株主総会における配当決議

「継続会について」は、以下のとおり、2020年3月期決算が確定していない当初株主総会時点でも、2019年3月期をもって最終事業年度とする分配可能額をもって剰余金の配当が可能であることを明らかにしている。

#### 3 剰余金の配当

当初の定時株主総会において剰余金の配当決議を行う場合、当該行為の効力発生日が2020年3月期の計算書類の確定前である限り、最終事業年度（2条24号）である2019年3月期の

確定した計算書類に基づいて算出された分配可能額の範囲内において行うことができる(461条)。

この場合において、2020年3月期の計算書類の確定はなされていないものの、決算数値から予想される分配可能額にも配慮することが有益であると考えられる。

分配可能額を主に構成する剰余金は最終事業年度時点の「その他資本剰余金」および「その他利益剰余金」をもって画され(会社法446条1号、会社計算規則149条)、かつ、最終事業年度は、計算書類が確定した事業年度のうち最も遅いものをいうから(会社法2条24号)、上記「継続会について」の第1文の見解は会社法上当然のことを念のため確認したものといえる(そもそも、会社法上はいつでも配当が可能である〔同法453条〕)。もっとも、法的にはこのような理解となるとしても、実質的には2020年3月期決算見込みと開示済みの配当予想を踏まえた配当が期待されていることから、第2文の見解が述べられているものと思われる。

## 10. 継続会の招集通知

継続会は当初株主総会と一体であることが前提とされているため、招集通知の発送は求められていないことからすれば(会社法317条)、継続会の招集通知および報告事項としての計算書類および事業報告の提供は、書面の発送によらず、ウェブサイト等での開示にとどめることは可能のようにも思われる。

一方で、2.で前述した先行事例では、いずれも継続会の招集通知を発送している。なお、これらの継続会では決議事項がないため、議決権行使書に代えて出席票が同封されており、株主に対して継続会ではかかる出席票を提出するよう案内がなされている。また、3.で前述した継続会開催を公表した会社のプレスリリースでも、継続会開催通知を発送予定である旨明記している事例が複数見られる。

そもそも、定時株主総会の招集通知に際しては、株主に対して確定した計算書類および事業報告を提供しなければならず(会社法437条)、計算書類および事業報告は書面での提供が求められている(会社法施行規則133条2項、会社計算規則133条2項)。しかし、

当初株主総会の招集通知では計算書類および事業報告が添付できない。そのため、会社法317条の規定に関わらず<sup>(注51)</sup>、継続会においては、あらためて書面で計算書類および事業報告を提供する手段として、継続会招集通知を発送する必要があるものと解される。

そのため、継続会開催を選択した場合には、定時株主総会の延期と異なり、招集通知発送に係る費用が2度かかることに留意を要する(なお、当然のことながら会場の確保も2度必要になる)。この場合、II.3.で前述したウェブ開示対象改正省令に基づき、書面による計算書類および事業報告の提供範囲を大幅に省略することにより、継続会招集通知の印刷にかかる時間と費用を削減することも可能である。もっとも、ウェブ開示対象改正省令は、主として定時株主総会を7月以降に延期しない会社によって、開催日までの時間的制約から活用されることが想定されているように思われ、継続会開催を決定し、決算確定から継続会の招集通知発送までに時間的に余裕のある場合には、あえてこれを利用しない会社も相当程度出てくるものと予想される。

なお、継続会は当初株主総会と同一の総会であるから、出席する株主も同一でなければならない<sup>(注52)</sup>。そのため、継続会招集通知は、3月末日の基準日時点の株主宛に発送することを要し、あらためて継続会のための基準日の設定が求められるものではない。

(注51) そもそも、継続会について定める会社法317条は、当初株主総会にて審議が未了の結果として継続会を開催することを主として想定しており、招集通知の段階で報告事項としての計算書類等が完成していないために継続会の制度を活用する場面を想定していないように思われる。

(注52) 岩原・前掲(注33)291頁〔前田〕

## 11. 機関投資家からの反応

### (1) 政府による投資家への呼びかけ

連絡協議会意見および「継続会について」では、以下のとおり投資家に対して株主総会の延期または継続会について理解を呼びかけている。

## (連絡協議会意見)

投資家においては、投資先企業の持続的成長に資するよう、平時にもまして、長期的な視点からの財務の健全性確保の必要性などに留意することが求められるとともに、各企業の決算や監査の実施に係る現下の窮状を踏まえ、上記の定時株主総会・継続会の取扱い等についての理解が求められること。

## (継続会について)

機関投資家（株主）は、下記（「第1 趣旨」）に記載のとおり、企業が従業員等の健康や安全を最優先に考えた結果、継続会をはじめ例年とは異なる株主総会運営を行う場合には、形式的・機械的な基準によるのではなく、その実質・趣旨に着目した対応を行うことが強く期待される。

## (2) ISSの議決権行使基準

議決権行使助言会社である Institutional Shareholder Services (ISS) は、2020年5月11日付「新型コロナウイルス感染症の世界的流行を踏まえたISS 日本向け議決権行使基準の対応」(同年6月1日施行)<sup>(注53)</sup>において、継続会に関して以下の見解を述べている。

6月に開催される株主総会で株主総会議案はすべて決議済みのため、株主は7月以降に開催される継続会で報告される事業報告、連結計算書類、計算書類や監査報告書に基づき議決権を行使することはできません。

市場を問わず、定時株主総会は、事業報告、連結計算書類、計算書類や監査報告書を株主に提供した上で開催するのが、本来のあり方といえます。株主にとって議案の判断に必要な情報が提供されないまま投票を求められる継続会是最善の選択とはいえません。そのような理由から、企業が継続会を選択した場合、株主はそれが意味することを注意深く考慮する必要があります。

ISSは、以上の立場を踏まえて、各議案について大要以下の投票を推奨している。

## ① 剰余金処分

棄権票の投票を推奨する。

## (理由の要旨)

監査が未了で計算書類を確認できない段階で配当議案が決議される場合、結果的に決議された配当が過大であるリスクが懸念され、配当額が過大であった場合、企業活動や企業財務への悪影響が懸念される。一方で通常の状態と異なり、判断に必要な情報がないことだけを理由に反対することも適切とはいえない。

## ② 取締役選任・監査役選任

社外取締役および社外監査役の再任議案では、参考書類における出席状況の掲載が望まれる。出席状況が開示されない場合は情報開示の観点から、通常のISSの議決権行使基準における扱いと同様、社外取締役・社外監査役の再任議案には原則として反対を推奨する。これに対して、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響を考慮し、事業報告、連結計算書類、計算書類や監査報告書が提供されないことを理由に取締役選任・監査役選任議案に一律に反対や棄権票の投票の推奨をすることは原則としてない。

## (理由の要旨)

社外取締役および社外監査役の取締役会等への出席状況は招集通知の参考書類に掲載された情報に基づき判断する。事業報告のみならず参考書類にも出席状況を掲載する企業は数多く存在するし、出席状況は複雑な情報ではなく、その開示は企業に多大な負担を強いるものとはいえない。

## ③ 会計監査人選任

棄権票の投票を推奨する。

## (理由の要旨)

監査報告書が提供されない場合、株主は会計監査人の交代の是非を判断することは困難である。一方で通常の状態とは異なり、判断に必要な情報がないことのみを理由に反対することも適切ではない。

## ④ 報酬

- ・ストックオプション、報酬型ストックオプション、譲渡制限付株式、信託型株式報酬、パフォーマンスシェア、賞与などの議案については棄権票の投票を推奨する。
- ・社内取締役の報酬枠増加を求める議案については、報酬枠の増加が業績連動報酬の導入や増加を目的としていることが明らかでない場合、棄権票の投票を推奨する。
- ・それ以外の報酬議案（退職慰労金贈呈議案、監査役や監査等委員である取締役の報酬枠議案など）については、原則として通常の議決権行使基準を適用する。

このように、ISSは、継続会を選択する会社の提案する議案に対しては基本的に消極的な立場をとっているものの、社内取締役の選任議案については反対票または棄権票の推奨までは行っていないため、当初懸念されていたISSの方針による影響<sup>(注54)</sup>は相当

程度は回避されたといえる。なお、ISSが求める「取締役選任議案・監査役選任議案の参考書類に社外取締役・社外監査役の取締役会・監査役会・監査等委員会・監査委員会への出席状況を記載すること」は、これまでの株主総会実務上も少なからぬ会社が採用していたところであり<sup>(注55)</sup>、継続会開催を選択した会社は参考書類では採用しておくことが望まれる。

たしかに、機関投資家の立場からすれば、決算が確定していない状態で議案（特に取締役選任議案）の可否を判断することの困難さも理解できるところである。他方で、企業の立場からは、ISSの上記見解とは逆に、一部機関投資家から定時株主総会の延期についても配当の基準日の変更されることから消極的な意見もあるところであり（前述V.6.(3)）、上程する議案次第では、票読みとの関係で延期と継続会のいずれを選択するべきか、意見の異なる投資家の板挟み状態となって判断に悩む会社も出てくるであろう。いずれの方法を選択するにしても、新型コロナウイルス感染症の危機を企業・機関投資家ともに共有し、相互に理解を得る努力がなされることが望まれる<sup>(注56)</sup>。

(注53) <https://www.issgovernance.com/file/policy/active/asiapacific/Japan-Policy-Guidance-Impacts-of-COVID-19-Japanese.pdf>

(注54) ISSは上記ガイドラインの公表前に、企業に対し非公式に大要以下のような見解を通知していたという。

「継続会しか選択肢がないのであれば止むを得ないのかもしれませんが、配当の基準日を変更した上で株主総会の開催を延期することが可能です。

決算が確定しないまま無理に株主総会を開催することは、株主に決算や事業報告なしで配当議案、役員選任議案、報酬議案等の賛否判断を強いることとなります。株主総会延期の選択があるにも関わらず、決算が確定しない段階で株主総会を開催することは、株主の視点に立つとは言えないとの観点から否定的に個別判断で対応せざるを得ないと考えております。

また、新型コロナウイルスの感染拡大は投資家のスチュワードシップ活動にも大きな障害を与えています。そのような中、決算が確定しないまま無理に株主総会を開催することは、機関投資家の議決権行使の実務作業に過度な負担を与えることとなります。」

(注55) たとえば、2020年3月総会では株主総会参考書類に取締役会への出席状況を記載した会社は取締役選任議案を付議した274社中114社あった（本誌434号（2020）219頁）。

(注56) 本稿脱稿後、議決権行使助言会社であるグラス・ルイスによる「2020年株主総会シーズンレビューと新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたグラス・ルイスの議決権行使助言方針」に接した。グラス・ルイスは、継続会方式を選択した企業の上程議案に関して、「……現時点における、新型コロナウイルス感染症のパンデミックによる監査手続きに与えている影響を考慮し、……議決権行使

助言に必要な情報が開示されていないことを理由に、株主総会上程議案に対する反対助言を控える。」としている。また、剰余金処分議案について、「新型コロナウイルス感染症のパンデミックの影響により、企業がやむを得ず大幅な配当方針の変更をしたとしても、明確な変更理由の開示があれば、当面の間、配当支払いの延期、配当性向の引き下げ、あるいは配当の中止といった慎重なキャピタル・マネジメントを実施する取締役会の決定を支持する。」としている。このように、グラス・ルイスは、新型コロナウイルス感染症の影響による企業の継続会開催を含む方針変更にも基本的に理解を示している。

## 12. 継続会まとめ（延期との比較において）

以上を踏まえると、継続会を開催する会社としては、定時株主総会の延期との比較でいうと、以下のような状況にある会社が適しているように思われる。

- ① 6月までに決議しておく必要性の高い議案を予定している。
- ② 株主総会を2回開催するための会場確保が可能である。
- ③ 株主総会を2回開催するための費用（会場利用費、招集通知発送費等）が許容可能である。
- ④ 当初株主総会では決算が確定していない状態で決議事項の決議を行うことを含め、継続会開催に関する株主の理解を得られる見込みが相当程度認められる。

## VII. （補論）株主総会を2回開催する方式

### 1. 2回開催方式が提案された背景

6月の定時株主総会までに決算が確定していない場合の措置として、延期および継続会の他に、6月に（定時）株主総会（以下「当初株主総会」という）を開催して決議事項を決議した後、7月以降決算が確定した段階で（臨時）株主総会（以下「後続株主総会」という）を開催して、計算書類等の報告を行う方法（便宜上、以下「2回開催方式」という）も

考えられる。2回開催方式は、当初株主総会と継続会の間について、従来の考え方によると、長くて1カ月～2カ月にとどまると解されていたため、それ以上決算遅延が生じた場合に継続会が利用できないことから有力な選択肢として提唱されてきたものである。

もっとも、VI.5.(2)にて前述のとおり、「継続会について」で当初株主総会と継続会の間を「3カ月を超えないこと」が目安となる旨の見解が公表されたため、少なくとも現時点においては、2回開催方式を採用する必要性は低くなったように思われる。

## 2. 2回開催方式を選択する必要性

しかし、何らかの事情により、当初株主総会と継続会との同一性が保てない事態が生じたか、またはその見込みがある場合、継続会が利用できないため、2回開催方式を検討することとなる。当初株主総会と継続会との同一性が保てない事態が生じた場合は、たとえば、①決算遅延により継続会が当初株主総会から3カ月を超えて先になる場合、②会計監査人から無限定適正意見が出されないために計算書類の確定を株主総会決議により行わなければならなくなった場合、③当初株主総会後の事情により、後続株主総会において新たに決議事項を追加しなければならなくなった場合（資本金の額の減少、有利発行による新株発行など）等が考えられる。

2回開催方式をとる場合、後続株主総会は当初株主総会とは別個の株主総会となるために、あらためて後続株主総会に招集する株主を確定するための基準日を設定する必要がある<sup>(注57)</sup>。

また、2回開催方式をとる場合、当初株主総会において役員の変更をすることとした場合には、その改選期にある役員は、当該当初株主総会の終結の時をもって満了することとなる（登記Q&AのQ3回答）。

(注57) なお、2回開催方式では、当初株主総会と後続株主総会のいずれを「定時株主総会」と捉えるかが問題とされており、計算書類を提出する後続株主総会をもって「定時株主総会」と解するべきであると

いう見解がある（弥永真生「東芝の『臨時株主総会』—会社法の下での計算・監査」ビジネス法務2018年1月号48頁）。なお、この点について飯田ほか・前掲（注29）3(4)においても、2回開催方式においては、6月の当初株主総会を定時株主総会として扱うと会社法437条違反とならないか、逆に後続株主総会を定時株主総会として扱うと当初株主総会で決議した配当について期末欠損填補責任（会社法465条）が生じないかという議論がなされている。

## 3. 2回開催方式を採用した事例

2020年5月15日時点では、以下の表（編集部作成の表をもとに作成）のとおり、ダイセルとオンキヨーが2回開催方式を行うことを公表している。いずれの会社も6月の当初株主総会を定時株主総会、後続株主総会を臨時株主総会として取り扱っており、また、臨時株主総会の開催時期は未定としている。

公表日	社名	定時総会（当初株主総会）			臨時総会（後続株主総会）	
		開催日	目的事項	特別規定	基準日	開催日
5/12	ダイセル	6月19日	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役10名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件	—	未定	未定
5/15	オンキヨー	6月25日	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 株式併合の件 第3号議案 取締役6名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件	—	未定	未定

いずれの会社とも、なぜ継続会ではなく2回開催方式を選択したのかはプレスリリース上明らかにしていない。もっとも、オンキヨーのプレスリリースでは、「2020年6月25日に開催予定としておりました第10期定時株主総会において、計算書類の報告『もしくは承認の決議』を行うことが難しいことをふまえ」とあることから、計算書類の承認議案を上程せざるを得なくなった場合には継続会の方式では困難であることを踏まえ、これに備えて2回開催方式を選択した可能性がある。

以上を踏まえ、左記のとおり定時株主総会の延期、継続会および2回開催方式のメリット・デメリットを整理したのであわせて参照されたい。

## VIII. メリット・デメリットの整理

### 【メリット・デメリットの整理】

	採用する必要性	メリット	デメリット（問題点）
定時株主総会の延期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月開催では関係者の健康安全確保が困難である</li> <li>・決算内容を踏まえて議案を上程しなければ投資家の理解が得られない</li> <li>・6月開催では会場が確保できない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7月以降の開催により健康安全確保が期待できる</li> <li>・投資家に決算内容を踏まえて議案を判断してもらえる</li> <li>・7月以降の開催により会場を確保できる期待が高まる</li> <li>・1回の開催で足りる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月に決議しておくべき決議事項を決議できない</li> <li>・基準日を設定する費用がかかる</li> <li>・議決権および配当の基準日が3月31日以降となる</li> <li>・先行き不透明と基準日が変更されることを理由に投資家から理解を得られない可能性がある</li> </ul>
継続会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月までに決議事項を決議する必要がある</li> <li>・基準日を3/31から動かしたくない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月の当初株主総会で決議事項を決議できる</li> <li>・基準日が3/31から変わらない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株主総会を2回開催するための会場確保を必要とする</li> <li>・株主総会を2回開催する費用がかかる</li> <li>・決算が確定していない段階で決議事項の検討を求められることを理由に投資家から理解を得られない可能性がある</li> <li>・継続会は合理的期間内に開催が必要である</li> </ul>
2回開催方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月までに決議事項を決議する必要がある</li> <li>・基準日を3/31から動かしたくない</li> <li>・当初株主総会と継続会との同一性が保てないために継続会が採用できない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月の当初株主総会で決議事項を決議できる</li> <li>・当初株主総会の基準日が3/31から変わらない</li> <li>・継続会が活用できない場合に活用できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後続株主総会出席株主確定のために基準日を設定する費用がかかる</li> <li>・株主総会を2回開催するための会場確保を必要とする</li> <li>・株主総会を2回開催する費用がかかる</li> <li>・決算が確定していない段階で決議事項の検討を求められることを理由に投資家から理解を得られない可能性がある</li> <li>・6月開催の当初株主総会を定時株主総会として取り扱えない可能性がある</li> </ul>

## IX. 最後 に

これまでの（少なくとも平時における）定時株主総会実務は、会社法、金融商品取引法その他の関係法令、会計実務、旧商法時代から続く決議取消しリスクを最大限軽減させるための実務慣行、「IR 総会」・「開かれた総会」というキーワードに代表される投資家や一般株主に配慮したベストプラクティスの積重ねで形成されてきたものである。今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、関係者は、これらの従来からの定時株主総会実務を一度横に置いた上で、「ぎりぎりミニマムの負担で実施したい場合、または従来とまったく異なる方法をとろうとする場合、法的にどこまでであれば可能か」という難しい判断を迫られている。本稿のテーマである定時株主総会の延期および継続会についても、「3月期決算の会社は6月に定時株主総会を開催する」というこれまで当然とされていた実務の変更を迫るものであり、新型コロナウイルス感染症影響下での株主総会実務における最も難しい問題の一つといえる。

そのような状況の中で、現場の問題をできる限り解決するべく、関係省庁より、本稿のテーマとの関係では「定時株主総会の開催について」、「継続会について」などの見解がきわめてタイムリーに発信された。しかしながら、これらの情報は、大量かつ短期間で提供されたこと、総じて簡潔な表現、体裁をとっているためにその意図を解釈、検討する作業が必要であること、また、これまでの法解釈や実務との架橋のうえで検討しなければならないことなどから、実務家にとって手探りで進めなければならない状況は当面続くものと思われる。本稿脱稿以降も、定時株主総会対応に関する情報が提供されることが予想され、引き続きアップデートに努めなければならないが、本稿が定時株主総会の延期または継続会を検討する実務家の情報整理の一助となれば幸いである。